

新型コロナウイルスに係る緊急対策遂行中
における市議会特定会派・議員による
不適切活動に関する調査特別委員会

調査報告書

令和2年9月28日

目次

第1 調査の趣旨	1
第2 特別委員会の設置及び調査事件	1
1 設置決議	1
2 委員会の名称及び構成	1
(1) 委員会の名称	1
(2) 委員会の構成	1
3 調査事件	1
第3 委員会の開催状況	2
第4 証人、参考人の出席等	3
1 証人として出頭を求めた者、証言を求めた事項	3
(1) 村居 大 総務部総務課長	3
(2) 西岡 貴之 人事課長	4
(3) 古川 富郎 危機管理室長	4
(4) 助川 勝彦 総務部長	4
(5) 田中 秀典 危機管理監	5
(6) 中村 誠仁 副市長	5
(7) 西端 勝樹 市長	6
(8) 西田 薫 大阪府議会議員	6
(9) 野崎 隆 大阪府守口保健所次長	6
(10) 土江 俊幸 市議会議員	7
(11) 坂元 正幸 市議会議員	7
(12) 嶋田 英史 市議会議員	8
(13) 梅村 正明 市議会議員	8
2 参考人として出席を求めた者、意見を求めた事項	9
3 執行機関として出席を求めた者、説明の概要	9
第5 記録、資料の提出	9
1 地方自治法第100条第1項に基づき提出を求めた記録及び提出状況	9
(1) 守口市	9
(2) 大阪維新の会守口市議会議員団	11
(3) 大阪府	11
(4) 西田 薫 大阪府議会議員	12
2 地方自治法第100条第10項で提出を求めた記録及び提出状況	12
3 参考人から提出を求めた資料、自主的に提出した資料	12
4 執行機関から提出を求めた資料、自主的に提出した資料	12
第6 委員派遣	12
第7 調査の結果	12
1 前提となる事実	12

(1) 新型コロナウイルス対策本部の設置及び活動	12
(2) 令和2年4月4日以後の経緯	13
(3) 同年4月6日	13
(4) 同年4月7日	14
(5) 同年4月8日	14
(6) 同年4月9日	14
(7) 同年4月13日	14
(8) 同年4月14日	14
(9) 同年4月15日	15
(10) 同年4月16日	15
(11) 同年4月17日	15
(12) 同年5月7日	16
(13) 同年5月28日	16
2 調査項目に対する個別的調査結果	16
(1) 新型コロナウイルスに係る緊急対策遂行中の職員を長時間拘束する等により行政事務を妨害したとされることについて	16
(2) 執拗に感染者特定をしようとしたとされること	19
(3) 権限を逸脱した自宅待機命令をしたとされること	20
(4) 再三にわたる謝罪要求を行ったとされること	20
(5) 本件に係る大阪府守口保健所の指導内容等に関すること	21
(6) 総括	23
3 結語	23
第8 証言拒否等	24
1 証人の出頭拒否、参考人の出席拒否の状況	24
2 証人の証言拒否の状況	24
3 虚偽の証言、自白の状況	24
4 記録の提出拒否の状況	24
5 宣誓拒否の状況	24
第9 告発	24
1 告発の状況	24
第10 調査経費	25
1 調査経費に関する議会の議決の状況	25
2 決算見込額	25
第11 その他	25
1 証人に対する公示送達	25
2 その他	25

第 1 調査の趣旨

令和 2 年 5 月 7 日、「新型コロナウイルスに係る緊急対策遂行中における貴市議会特定会派・議員における不適切活動についての申立について」として、市議会特定会派の議員による不適切な行為について地方自治法第 100 条第 1 項前段に基づく調査を求める申立書が市長から議長宛に提出された。

同申立書によると、令和 2 年 4 月 4 日に市職員に新型コロナウイルス感染症の検査において陽性判定が出た者が現れたことを契機として、市議会特定会派の議員が新型コロナウイルス感染症対応のために多忙を極めていた市職員を再三にわたり呼び出し、市の対応を執拗に糾弾する等して、行政事務を妨害し混乱させたとのことである。

同申立てを受け、本市議会として上記の事実関係を明らかにするべく、令和 2 年 5 月臨時会において、地方自治法第 100 条第 1 項の権限を付与された本特別委員会が設置され、調査を行うこととしたものである。

第 2 特別委員会の設置及び調査事件

1 設置決議

「新型コロナウイルスに係る緊急対策遂行中における市議会特定会派・議員による不適切活動の調査に関する決議」

令和 2 年 5 月 21 日、本会議で可決

2 委員会の名称及び構成

(1) 委員会の名称

新型コロナウイルスに係る緊急対策遂行中における市議会特定会派・議員による不適切活動に関する調査特別委員会

(2) 委員会の構成

- ① 定数 7 人
- ② 委員長 小鍛冶 宗親
- ③ 副委員長 福西 寿光
- ④ 委員 高島 賢、杉本 悦子、竹嶋 修一郎、松本 満義、水原 慶明

なお、本委員会の運営に係る法的助言者として、岩本安昭弁護士を選任した。

3 調査事件

(1) 令和 2 年 4 月 6 日から同月 16 日までの間における、市議会特定会派・議員による不適切活動の事実経過の確認

- ① 新型コロナウイルスに係る緊急対策遂行中の職員を長時間拘束する等により行政事務を妨害したとされること
 - ア 職員に長時間の対応を強いたとされること
 - イ 心理的圧迫を与える聴取態様であったとされること

ウ 虚偽の事実発信をしたとされること

- ② 執拗な感染者特定をしようとしたとされること
- ③ 権限を逸脱した自宅待機命令をしたとされること
- ④ 再三にわたる謝罪要求を行ったとされること
- ⑤ 本件に係る大阪府守口保健所の指導内容等に関すること

第3 委員会の開催状況

回 数	日 時	協議内容等
第 1 回	令和2年5月21日（木） 開会 午前11時49分 閉会 午前11時52分	1 正副委員長の選出について ・委員長に小鍛冶宗親委員、副委員長に福西寿光委員を選出
第 2 回	令和2年6月23日（火） 開会 午後1時00分 閉会 午後1時31分	1 地方自治法第100条に基づく調査権について 2 委員会運営要領について 3 今後の調査の進め方について ・地方自治法第100条第1項に基づき、守口市、大阪維新の会守口市議会議員団、大阪府に対し記録の提出を求めることを決定
第 3 回	令和2年7月16日（木） 開会 午前10時03分 閉会 午前10時17分	1 第4回・第5回委員会に出頭を求める証人について ・第4回委員会に村居 大総務部総務課長、西岡貴之人事課長、古川富郎危機管理室長、第5回委員会に助川勝彦総務部長、田中秀典危機管理監、中村誠仁副市長、西端勝樹市長の出頭を求めることを決定 2 証人尋問事項の協議について 3 証人出頭要求について
第 4 回	令和2年7月27日（月） 開会 午前10時18分 閉会 午後4時56分	1 証人尋問 ・村居証人、西岡証人、古川証人の証人尋問を実施
第 5 回	令和2年7月28日（火） 開会 午前10時10分 閉会 午後5時18分	1 証人尋問 ・助川証人、田中証人、中村証人、西端証人の証人尋問を実施 2 第6回・第7回委員会に出頭を求める証人について ・第6回委員会に西田 薫大阪府議会議員、第7回委員会に野崎 隆大阪府守口保

		健所次長の出頭を求めることを決定 3 証人尋問事項の協議について 4 証人出頭要求について
第 6 回	令和 2 年 8 月 4 日 (火) 開会 午前 10 時 02 分 閉会 午後 0 時 20 分	1 証人尋問 ・西田証人の証人尋問を実施
第 7 回	令和 2 年 8 月 11 日 (火) 開会 午前 10 時 05 分 閉会 午後 0 時 14 分	1 証人尋問 ・野崎証人の証人尋問を実施 2 第 8 回委員会に出頭を求める証人について ・土江俊幸市議会議員、坂元正幸市議会議員、嶋田英史市議会議員、梅村正明市議会議員の出頭を求めることを決定 3 証人尋問事項の協議について 4 証人出頭要求について 5 記録提出要求について ・地方自治法第 100 条第 1 項に基づき、西田 薫大阪府議会議員に対し記録の提出を求めることを決定
第 8 回	令和 2 年 8 月 25 日 (火) 開会 午前 10 時 01 分 閉会 午後 6 時 30 分	1 証人尋問 ・土江証人、坂元証人、嶋田証人、梅村証人への証人尋問を実施
第 9 回	令和 2 年 9 月 3 日 (木) 開会 午前 10 時 23 分 閉会 午前 10 時 46 分	1 調査事項についての見解のとりまとめ 2 調査報告書(案)の作成について
第 10 回	令和 2 年 9 月 28 日 (月) 開会 午前 10 時 05 分 閉会 午前 10 時 57 分	1 調査報告書(案)について 2 地方自治法第 100 条第 1 項に基づき提出された記録の返還について

第 4 証人、参考人の出席等

1 証人として出頭を求めた者、証言を求めた事項

(1) 村居 大 総務部総務課長

① 出頭を求めた日時

令和 2 年 7 月 27 日 (月) 午前 10 時

② 証言を求めた事項

- ・4/6、4/9 の被申立人とのやり取り及び対応並びにそれらによる身体的・精神的負担や公務への影響について
- ・市職員から新型コロナ感染者が出たこと及びその後の対応について

- ・新型コロナ対策に伴い業務負担が増加したことについて
- ・新型コロナ対策に係る総務課の業務内容と勤務状況について
- ・その他、上記に関連する事項について

(2) 西岡 貴之 人事課長

① 出頭を求めた日時

令和2年7月27日（月）午後1時

② 証言を求めた事項

- ・4/9、4/13、4/14、4/15の被申立人とのやり取り及び対応について
- ・4/16の被申立人、府議及び守口保健所次長とのやり取り及び対応について
- ・1及び2のやり取り及び対応による身体的・精神的負担や公務への影響について
- ・市職員から新型コロナ感染者が出たこと及びその後の対応について
- ・新型コロナ対策に伴い業務負担が増加したことについて
- ・新型コロナ対策に係る人事課の業務内容と勤務状況について
- ・職員の新型コロナウイルス陽性判明に伴う守口保健所とのやり取り及び対応について
- ・職員の新型コロナウイルス陽性判明に伴う職員の自宅待機の判断について
- ・その他、上記に関連する事項について

(3) 古川 富郎 危機管理室長

① 出頭を求めた日時

令和2年7月27日（月）午後3時

② 証言を求めた事項

- ・4/9、4/13、4/14、4/15の被申立人とのやり取り及び対応について
- ・4/16の被申立人、府議及び守口保健所次長とのやり取り及び対応について
- ・1及び2のやり取り及び対応による身体的・精神的負担や公務への影響について
- ・市職員から新型コロナ感染者が出たこと及びその後の対応について
- ・新型コロナウイルス対応に伴い業務負担が増加したことについて
- ・新型コロナ対策に係る危機管理室の業務内容と勤務状況について
- ・職員の新型コロナウイルス陽性判明に伴う守口保健所とのやり取り及び対応について
- ・職員の新型コロナウイルス陽性判明に係る市役所内部の体制について
- ・その他、上記に関連する事項について

(4) 助川 勝彦 総務部長

① 出頭を求めた日時

令和2年7月28日（火）午前10時

② 証言を求めた事項

- ・4/16の被申立人とのやり取り及び対応並びにそれらによる身体的・精神的負担

及び公務への影響について

- ・市職員から新型コロナ感染者が出たこと及びその後の対応について
- ・新型コロナウイルス感染における職員の特別休暇について
- ・新型コロナ対策に係る総務部長の業務内容と勤務状況について
- ・職員の新型コロナウイルス陽性判明に伴う守口保健所とのやりとり及び対応について
- ・職員の新型コロナウイルス陽性判明に伴う職員の自宅待機の判断について
- ・被申立人による Twitter での発信について
- ・市長に提出した嘆願書について
- ・その他、上記に関連する事項について

(5) 田中 秀典 危機管理監

① 出頭を求めた日時

令和2年7月28日（火）午後1時

② 証言を求めた事項

- ・4/16の被申立人とのやり取り及び対応並びにそれらによる身体的・精神的負担及び公務への影響について
- ・被申立人による Twitter での発信について
- ・市職員から新型コロナ感染者が出たこと及びその後の対応について
- ・守口市新型コロナウイルス対策本部及び守口市新型インフルエンザ等対策本部について
- ・新型コロナ対策に係る危機管理監の業務内容と勤務状況について
- ・職員の新型コロナウイルス陽性判明に伴う守口保健所とのやりとり及び対応について
- ・職員の新型コロナウイルス陽性判明に伴う職員の自宅待機の判断について
- ・市長に提出した嘆願書について
- ・その他、上記に関連する事項について

(6) 中村 誠仁 副市長

① 出頭を求めた日時

令和2年7月28日（火）午後3時

② 証言を求めた事項

- ・4/16の被申立人とのやり取り及び対応並びにそれらによる身体的・精神的負担及び公務への影響について
- ・市としての新型コロナ対応について
- ・市職員から新型コロナ感染者が出たこと及びその後の対応について
- ・申立書作成の経緯について
- ・被申立人による Twitter での発信について
- ・職員の新型コロナウイルス陽性判明に伴う守口保健所の要請について
- ・職員の新型コロナウイルス陽性判明に伴う職員の自宅待機の判断について

- ・その他、上記に関連する事項について

(7) 西端 勝樹 市長

① 出頭を求めた日時

令和2年7月28日（火）午後4時

② 証言を求めた事項

- ・申立書を提出するに至った経緯について
- ・被申立人への対応について
- ・市としての新型コロナ対応について
- ・市職員から新型コロナ感染者が出たこと及びその後の対応について
- ・守口市新型コロナウイルス対策本部及び守口市新型インフルエンザ等対策本部について
- ・職員の新型コロナウイルス陽性判明に伴う守口保健所の要請について
- ・職員の新型コロナウイルス陽性判明に伴う職員の自宅待機の判断について
- ・その他、上記に関連する事項について

(8) 西田 薫 大阪府議会議員

① 出頭を求めた日時

令和2年8月4日（火）午前10時

② 証言を求めた事項

- ・大阪維新の会守口市議会議員団との関係について
- ・4/16の守口市職員、大阪維新の会守口市議会議員団及び守口保健所次長との面談に同席した経緯について
- ・4/16の守口市職員、大阪維新の会守口市議会議員団及び守口保健所次長との面談に際して、守口保健所から守口市とのそれまでのやり取りについてどのような説明を受けたかについて
- ・4/16の守口市職員、大阪維新の会守口市議会議員団及び守口保健所次長との面談でのやり取りについて
- ・守口市職員及び副市長に対する謝罪要求について
- ・守口市職員及び副市長に対する業務時間外の対応の要求について
- ・守口市職員について自宅待機するように述べたことについて
- ・府議としての権限について
- ・その他、上記に関連する事項について

(9) 野崎 隆 大阪府守口保健所次長

① 出頭を求めた日時

令和2年8月11日（火）午前10時

② 証言を求めた事項

- ・4/16の守口市職員、大阪維新の会守口市議会議員団及び府議との面談に同席した経緯について
- ・4/16の守口市職員、大阪維新の会守口市議会議員団及び府議との面談でのやり

取りについて

- ・新型コロナ対策に係る守口市とのやり取りについて
- ・守口市職員の新型コロナウイルス陽性判明に伴う市とのやり取りについて
- ・守口市職員の新型コロナウイルス陽性判明に伴う自宅待機についての保健所としての見解について
- ・保健所に対する謝罪について
- ・その他、上記に関連する事項について

(10) 土江 俊幸 市議会議員

① 出頭を求めた日時

令和2年8月25日（火）午前10時

② 証言を求めた事項

- ・4/13、4/14、4/15、4/16の市職員及び副市長とのやり取り及びその経緯について
- ・4/16の市職員、府議及び守口保健所次長とのやり取り及びその経緯について
- ・市職員に何度も面談を求めたことについて
- ・市職員に対する聴取態様について
- ・保健所が市に対して行った要請について
- ・新型コロナウイルス感染拡大に伴う市の繁忙状況に対する認識について
- ・新型コロナウイルス感染者の個人情報について
- ・西田府議との関係及び西田府議に相談をした経緯について
- ・市職員が虚偽の報告を行ったと判断したことについて
- ・市職員の自宅待機について
- ・市職員及び副市長に対する業務時間外の対応の要求について
- ・市職員及び副市長に対する謝罪要求について
- ・新型コロナウイルス感染者発生後の市の対応について
- ・SNSでの発信について
- ・市議会災害対応マニュアルについて
- ・その他、上記に関連する事項について

(11) 坂元 正幸 市議会議員

① 出頭を求めた日時

令和2年8月25日（火）午後1時

② 証言を求めた事項

- ・4/6、4/9、4/13、4/14、4/15、4/16の市職員及び副市長とのやり取り及びその経緯について
- ・4/16の市職員、府議及び守口保健所次長とのやり取り及びその経緯について
- ・市職員に何度も面談を求めたことについて
- ・市職員に対する聴取態様について
- ・保健所が市に対して行った要請について

- ・新型コロナウイルス感染拡大に伴う市の繁忙状況に対する認識について
- ・新型コロナウイルス感染者の個人情報について
- ・西田府議との関係及び西田府議に相談をした経緯について
- ・市職員が虚偽の報告を行ったと判断したことについて
- ・市職員の自宅待機について
- ・市職員及び副市長に対する業務時間外の対応の要求について
- ・市職員及び副市長に対する謝罪要求について
- ・新型コロナウイルス感染者発生後の市の対応について
- ・SNSでの発信について
- ・市議会災害対応マニュアルについて
- ・その他、上記に関連する事項について

(12) 嶋田 英史 市議会議員

① 出頭を求めた日時

令和2年8月25日（火）午後3時

② 証言を求めた事項

- ・4/6、4/9、4/13、4/14、4/15、4/16の市職員及び副市長とのやり取り及びその経緯について
- ・4/16の市職員、府議及び守口保健所次長とのやり取り及びその経緯について
- ・市職員に何度も面談を求めたことについて
- ・市職員に対する聴取態様について
- ・保健所が市に対して行った要請について
- ・新型コロナウイルス感染拡大に伴う市の繁忙状況に対する認識について
- ・新型コロナウイルス感染者の個人情報について
- ・西田府議との関係及び西田府議に相談をした経緯について
- ・市職員が虚偽の報告を行ったと判断したことについて
- ・市職員の自宅待機について
- ・市職員及び副市長に対する業務時間外の対応の要求について
- ・市職員及び副市長に対する謝罪要求について
- ・新型コロナウイルス感染者発生後の市の対応について
- ・SNSでの発信について
- ・市議会災害対応マニュアルについて
- ・その他、上記に関連する事項について

(13) 梅村 正明 市議会議員

① 出頭を求めた日時

令和2年8月25日（火）午後5時

② 証言を求めた事項

- ・4/13、4/14、4/15、4/16の市職員及び副市長とのやり取り及びその経緯について

- ・ 4/16 の市職員、府議及び守口保健所次長とのやり取り及びその経緯について
- ・ 市職員に何度も面談を求めたことについて
- ・ 市職員に対する聴取態様について
- ・ 保健所が市に対して行った要請について
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大に伴う市の繁忙状況に対する認識について
- ・ 新型コロナウイルス感染者の個人情報について
- ・ 西田府議との関係及び西田府議に相談をした経緯について
- ・ 市職員が虚偽の報告を行ったと判断したことについて
- ・ 市職員の自宅待機について
- ・ 市職員及び副市長に対する業務時間外の対応の要求について
- ・ 市職員及び副市長に対する謝罪要求について
- ・ 新型コロナウイルス感染者発生後の市の対応について
- ・ SNSでの発信について
- ・ 市議会災害対応マニュアルについて
- ・ その他、上記に関連する事項について

2 参考人として出席を求めた者、意見を求めた事項

なし

3 執行機関として出席を求めた者、説明の概要

なし

第5 記録、資料の提出

1 地方自治法第100条第1項に基づき提出を求めた記録及び提出状況

(1) 守口市

① 提出を求めた記録

1-1 市長が令和2年5月7日付で議長へ提出した申立書（以下、「申立書」という）を作成するにあたり、当該職員への調査をした記録（いつ、どこで、だれが、どのようにして聞き取りを行ったのかも併せて）

1-2 令和2年4月6日から4月16日までの間における大阪維新の会守口市議会議員団の議員の聴取等に係る記録一式（録音データ・メモを含む）

1-3 児童発達支援センターでの市職員感染以降、守口市職員の新型コロナウイルス陽性判明に関し、守口保健所から守口市に発出した要請書等

1-4 児童発達支援センターでの市職員感染以降、守口市職員の新型コロナウイルス陽性判明に関し保健所が守口市に対し行った要請・指導・指示・協議・訪問・面談等の内容に係る記録（録音データを含む）

1-5 令和2年4月4日から4月16日までの間、申立書に記載のある職員6名が多忙を極めていたことを示す記録

- 1-6 申立書P 9に「危機管理室長は、新型コロナウイルス対応の中心的な役割を担っていた」とあるが、当該聴取当時、新型コロナウイルス対応に関し申立書に記載のある各職員が担っていた業務が分かる記録
- 1-7 令和2年2月28日から5月21日までの間の、申立書に記載のある職員6名のコロナ対策時の勤怠表（超過勤務状況がわかるもの）
- 1-8 令和2年4月6日から4月16日までの間に大阪維新の会守口市議会議員団の議員に職員が拘束された時間（聴取及び資料作成・報告等に要した時間を含む）に係る記録
- 1-9 令和2年4月6日から4月16日までの間に大阪維新の会守口市議会議員団の議員に職員が長時間拘束された事実を立証できる記録
- 1-10 令和2年4月6日から4月16日までの間の大阪維新の会守口市議会議員団の聴取対応に係る事前準備資料、報告資料（録音データを含む）
- 1-11 守口市役所及び児童発達支援センターの消毒場所の図面及び消毒業者との契約書
- 1-12 1人目・2人目の感染者の職場配置図（職員間の距離が分かるもの。コロナ発生後、配置に変更があった場合は、変更前後の配置図）
- 1-13 新型コロナウイルス陽性が判明した市職員の休暇期間及び休暇事由に係る記録
- 1-14 申立書P10（4）の再三にわたる謝罪要求を受けたことを立証する記録
- 1-15 令和2年4月6日から4月16日までの間における大阪維新の会守口市議会議員団の議員の聴取が威圧的であったとされることが分かる記録
- 1-16 申立書P9「本件聴取等は、同災害対応マニュアルの趣旨に照らしても不当なものである」と判断した、当該マニュアルの該当箇所
- 1-17 児童発達支援センターでの市職員感染以降、守口市職員の新型コロナウイルス陽性判明に関し保健所が守口市に対し行った要請・指導・指示・協議・訪問・面談等に関わった保健所職員の役職・氏名及び連絡先
- 1-18 令和2年4月4日に職員1名の新型コロナウイルス陽性判明後、職員2名を自宅待機とした際の意味決定に係る起案文書・議事録等の記録
- 1-19 申立書P3（3）に記載の厚生労働省の基準における濃厚接触者には該当しないと判断した時点における厚労省の基準が分かる記録
- 1-20 令和2年4月8日に職員1名の新型コロナウイルス陽性判明後、職員4名を自宅待機とした際の意味決定に係る起案文書・議事録等の記録
- 1-21 申立書P3（6）に記載の、8名の職員が自宅待機となったことにより残りの職員の業務負担が増加したことを裏付ける記録
- 1-22 申立書P4（7）記載の、「大阪府の指導でも市役所が感染者個人を特定する情報は外部に漏洩することは許されない」の根拠となる記録
- 1-23 申立書P5（9）に記載の、4月13日に再三の呼び出しがあったことの記録
- 1-24 申立書P5（9）に記載の、4月13日に時間外対応を求められたことが分か

る記録

1-25 西田府議が3名の職員に対し自宅待機を命令したことを裏付ける記録

1-26 令和2年4月17日から4月21日まで職員3名を自宅待機とした際の意思決定に係る起案文書・議事録等の記録

1-27 4月17日から4月21日まで自宅待機したとされる職員3名の休暇期間及び休暇事由に係る記録

1-28 土江議員によるTwitterの記録及び事実が異なることが分かる記録

② 提出状況

令和2年6月24日付で上記の記録の提出を求めたところ、令和2年7月1日付で記録の提出があった。なお、上記1-3及び1-9の記録については、不存在として提出されなかった。また、上記1-6に関する補足資料として「守口市新型コロナウイルス対策本部会議に関する資料」及び「守口市新型インフルエンザ等対策本部会議に関する資料」が、任意提出資料として「感染拡大防止に関して都道府県知事が有する権限を規定した例を示す資料」及び「守口保健所の意思決定を確認するために守口市が大阪府に対して行政文書の公開請求を行った結果を証する資料」の提出があった。

(2) 大阪維新の会守口市議会議員団

① 提出を求めた記録

2-1 令和2年4月6日から4月16日までの間における大阪維新の会守口市議会議員団の議員の聴取等に係る記録一式（録音データ・メモを含む）

2-2 令和2年4月4日に職員1名の新型コロナウイルス陽性が判明して以降の保健所の動向を把握した根拠となる記録

2-3 市職員の新型コロナウイルス陽性判明に関してSNS等で発信した全ての記録

2-4 令和2年4月8日に新型コロナウイルス陽性が判明した職員が妊婦であると、市民が知り得た根拠となる記録

② 提出状況

令和2年6月24日付で上記の記録の提出を求めたところ、令和2年7月1日付で記録の提出があった。なお、上記2-4の記録については、不存在として提出されなかった。

(3) 大阪府

① 提出を求めた記録

3-1 児童発達支援センターでの市職員感染以降、守口市職員の新型コロナウイルス陽性判明に関し、守口保健所から守口市に発出した要請書等

3-2 児童発達支援センターでの市職員感染以降、守口市職員の新型コロナウイルス陽性判明に関し保健所が守口市に対し行った要請・指導・指示・協議・訪問・面談等の内容に係る記録（録音データを含む）

3-3 保健所が（市の職員に対して）濃厚接触者に対して自宅待機要請をおこなっ

た場合の行政的な権限、強制力、それに従わなかった場合のペナルティなどがわかる記録

3-4 令和2年4月16日の守口市職員の新型コロナウイルス陽性判明に係る守口市職員及び大阪府守口保健所との面談時の記録（音声データ・メモを含む）

② 提出状況

令和2年6月24日付で上記の記録の提出を求めたところ、令和2年6月30日付で記録の提出があった。なお、上記3-1、3-3及び3-4の記録については、不存在として提出されなかった。

(4) 西田 薫 大阪府議会議員

① 提出を求めた記録

大阪維新の会守口市議会議員団から記録の提出があった4月16日の守口保健所での会話記録中、「昨日、一昨日発信されたツイッターはもう1万件を超えている」との発言を裏付ける記録

② 提出状況

令和2年8月17日付で上記の記録の提出を求めたところ、令和2年8月18日付で記録の提出があった。また、任意提出資料として、「「守口市役所における新型コロナウイルス感染症患者の発生に対する対応について」及び別添資料」の提出があった。

2 地方自治法第100条第10項で提出を求めた記録及び提出状況

なし

3 参考人から提出を求めた資料、自主的に提出した資料

なし

4 執行機関から提出を求めた資料、自主的に提出した資料

なし

第6 委員派遣

なし

第7 調査の結果

1 前提となる事実

提出された記録及び証人の証言を総合すると調査結果の前提となる事実経過として、次の事実が認められる。

(1) 新型コロナウイルス対策本部の設置及び活動

令和2年2月28日、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の中で、守口市においても市長を本部長、副市長を副本部長として、教育長以下、各部局の長を本部員と

する新型コロナウイルス対策本部が設置され、新型コロナウイルスの市内における現状の把握、市役所各部局の対応方針の策定、市立学校の休校、公共施設の休館等、各部局の緊急な対応の実施、対応状況の把握等が行われた。

市内の感染者は、3月4日に発生し、3月14日には児童発達支援センターで給食調理を担当する職員に感染者が発生した。市役所職員は報道機関や市民への対応を含め、コロナ対策にかなりの時間を割くこととなった。これらの業務は市役所の日常業務に付加される業務であり、市役所職員は幹部職員をはじめとして多忙を極めることとなった。例えば、古川危機管理室長については、3月1日から月末までで約144時間、4月については、本件の対応を含め約110時間と過労死の基準である月80時間を大きく超える超過勤務をせざるを得ない状況であった。

こうした中、増田健康福祉部次長、古川危機管理室長らは、大阪府守口保健所次長と3月4日頃からコロナ対策について連絡を取り合うようになっていた。特に、古川危機管理室長とは、同人の言によれば、土日を問わず、昼夜を分かたず連絡を取り合っていたとのことであった。

(2) 令和2年4月4日以後の経緯

4月4日には、新たに職員一人が新型コロナウイルスの検査において陽性と判定され、市役所本庁に勤務していた職員であったことから緊急に市役所本庁の感染拡大防止対策を実施する必要性が生じ、同日夜から翌5日未明にかけて徹夜に近い守口保健所を含めた市役所内の消毒作業が行われた。

この日の午後、古川危機管理室長は保健所次長と面談したが、この際、保健所次長の証言では「周囲職員は広く待機させるのが望ましいですね」と述べ、古川危機管理室長は、当該課は非常に忙しいので持ち帰って判断すると述べて帰ったとのことである。この点、古川危機管理室長はこのようなやり取りの記憶はないと述べている。

このようなやり取りがあったかどうかは、後記2(5)で述べるとおり記録が残っておらず明らかではないところ、仮にこのようなやり取りがあったとしても、拘束力はなく、いわば個人的な見解であったと思われる。

保健所次長は要請の意味を伝えるために「望ましい」との言葉を使ったと証言するが、相手は危機管理室長という要職にある公務員であり、用語として「要請」といえば、意味が通じたはずであり、そのようなやり取りでない以上、一般に言われる「要請」と受け取れる発言があったとは認定できない。

(3) 同年4月6日

上記職員1名の感染に伴い、市は、厚生労働省の濃厚接触者に関する定義等関係通知等を踏まえ慎重に検討し、濃厚接触者に該当する者はいないと判断しつつ、感染者との座席位置関係やマスク装着の有無等の事情に鑑みて、市職員2名を自宅待機とした。

同日昼頃、被申立人¹は、村居総務課長及び山城総務課主任を大阪維新の会守口市議会議員団控室（以下、「維新控室」という。）に呼び出し、約20分にわたって、陽性と判定された上記職員や消毒の状況を聴取した。

（４）同年４月７日

内閣総理大臣により新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令され、守口市においても、通常業務のみならず、行動計画の策定等、同宣言に基づく緊急対応が加わり、市職員の業務は一層多忙になった。

また、この日、大阪府守口保健所による疫学調査が実施された。

（５）同年４月８日

本庁舎において２人目の新型コロナウイルス陽性判定者が発生し、これに伴い、市は、４名の職員を追加で自宅待機とした。この日にも、保健所次長は、古川危機管理室長に対し、課の全員について自宅待機を要請したと証言しているが、要請という言葉を用いたか、望ましいという言葉を用いたか記録もないので分からないとも述べている。いずれにしても、口頭のものであり、記録が存在せず、かつ、保健所次長の証言からしてもあいまいな表現でしかなく、古川危機管理室長等の証言からすればいわゆる公式な「要請」として受け取れるような態様のものではなかったと考えられる。

（６）同年４月９日

西岡人事課長は、被申立人から維新控室に呼び出され、約10分間の事情聴取を受けた。また、同日昼頃、村居総務課長と山城総務課主任も被申立人から維新控室に呼び出され、約15分間の事情聴取を受けた。

（７）同年４月13日

西岡人事課長は、被申立人に維新控室に呼び出され、古川危機管理室長とともに約20分間の事情聴取を受けた。その際、被申立人は２人目の感染者は妊婦であると聞いているので配慮が必要だったなどと述べるとともに、保健所から人事課職員全員を自宅待機にするよう要請したと聞いているが本当かなどと質問し、西岡人事課長はこれに対し、保健所とは６日に面談したがそのとき言われていたか同席した者に確認する旨回答した。

（８）同年４月14日

西岡人事課長は、被申立人に維新控室に呼び出され、古川危機管理室長とともに約30分間の事情聴取を受けた。この日も、被申立人は妊婦であるならば何らかの配慮が必要だったのではないかと市の対応に疑問を投げかけた。また、西岡人事課長と古川危機管理室長は、保健所が人事課職員全員の自宅待機について要請を受けた記憶はない旨回答した。この日の事情聴取後、土江市議は、自身のTwitterにおいて「この担当課長と危機管理室長曰く『大阪府保健所の担当職員がウソをついてい

¹ ４月６日及び４月９日の事情聴取を実施したのは、嶋田市議と坂元市議のみ。４月13日以降は、嶋田市議、坂元市議に加えて、土江市議と梅村市議も参加。

る』ということでした」という内容の投稿をした。

(9) 同年4月15日

西岡人事課長及び古川危機管理室長が被申立人から維新控室に呼び出され、30分間にわたって事情聴取を受けた。その際、被申立人は、大阪府保健所が全員の自宅待機を要請したことについては記録があるので、もし、保健所が要請をしていなかったとすれば、大阪府が記録を改ざんしたことになり、吉村知事が謝罪会見する事態であるなどと述べて、西岡人事課長や古川危機管理室長を責め立てた。

(10) 同年4月16日

西岡人事課長と古川危機管理室長は、被申立人から守口保健所に呼び出され、再度事情聴取を受けた。その際、西田府議及び保健所次長も同席していた。

事情聴取の内容は、主として、人事課職員の自宅待機の要請を保健所から受けていたかどうかというものであった。保健所次長が前記のとおり4月4日と4月8日に人事課職員全員の自宅待機が望ましいと市に伝えたことを受け、古川危機管理室長が事実経過を説明しようとする、西田府議から「そんな言い訳はいらないんですよ。この今の説明が本当かどうか、次長が全部嘘ついて勝手に加工してるかどうかだけ言ってください。」と言われ、古川危機管理室長は、やむなく「次長が嘘ついてるってことはないと思(います)」と述べた。その後、西田府議及び被申立人は、西岡人事課長、古川危機管理室長に保健所次長及び被申立人に謝罪させるとともに、田中危機管理監、中村副市長に対しても謝罪するよう求めた。また、西田府議及び被申立人は、自宅待機となっていなかった人事課職員3名についても名前を挙げて自宅待機にするよう求めた。

これを受けて、田中危機管理監と助川総務部長は、同日午後8時に維新控室を訪問し、1時間以上にわたって状況説明を行い、被申立人に対し、迷惑をかけたことについて謝罪した。被申立人は上席である副市長が謝罪するのが当たり前であることから、すでに午後9時頃であったにもかかわらず、副市長を呼び出して謝罪させることを求め、田中危機管理監と助川総務部長は、やむなく副市長に「とにかく副市長出てきてくださいと、こうでないと収まりません」と連絡した。

既に帰宅していた副市長は、必要性、緊急性については何も感じなかったが、やむなく、再登庁し、午後10時頃に維新控室に赴き、約1時間改めて説明を行い、多くの時間を費やし、労を取らせたことについて申し訳なく思うとの趣旨の言葉を述べた。また、西田府議及び被申立人の要求を受けて、自宅待機となっていなかった3名の人事課職員は、この日の翌日から4月21日まで自宅待機となった。

(11) 同年4月17日

土江市議は、4月16日の事情聴取について、自身のTwitterにおいて、「市職員両名は府職員がウソをついたかのような証言をしたことを詫び、連日、本件の疑義を問いただしてきた私たちにも謝罪いたしました。もちろん、その後で責任者である感染者の方が出た当該課の部長と危機管理監が我が会派控室に来室し謝罪、そしてさらにその上司でもある副市長も会派控室にきて謝罪いたしました」と投稿した。

(12) 同年5月7日

西端市長は、被申立人が行った①事情聴取による行政事務の妨害(職員に長時間の対応を強いたこと及び心理的圧迫を与える聴取態様であったこと)、②土江市議による Twitter 上の虚偽の情報発信、③執拗な感染者特定(2人目の感染者が妊婦であることを特定しようとしたこと)、④権限を逸脱した自宅待機命令、⑤再三にわたる謝罪要求は、市議会議員として不適切な行為であるとして、100条調査及び処分を申し立てた。

(13) 同年5月28日

これに対し、被申立人は、4月13日の確認の段階で保健所から自宅待機の要請があったことを素直に認めていればこのような事態にはならなかったのであり、嘘に嘘を重ねた結果、事態が長引いた責任は市幹部職員の側にあるとして、守口市の不適切な対応の真相究明について100条調査及び処分を申し入れた。

2 調査項目に対する個別的調査結果

(1) 新型コロナウイルスに係る緊急対策遂行中の職員を長時間拘束する等により行政事務を妨害したとされることについて

ア職員に長時間の対応を強いたとされること

(ア) 明らかになった事実関係

被申立人による事情聴取に対し、主として対応した西岡人事課長及び古川危機管理室長を含む市職員は、コロナ対応に加え、退職や人事異動に伴う事務、4月の給与計算などのために多忙な状況にあり、市職員から1人目の感染者が発生した令和2年4月4日から被申立人による市職員への一連の事情聴取が終了した同年4月16日までの12日間だけでも、西岡人事課長は超過勤務は約66時間、深夜残業は4回、休日出勤は4回、古川危機管理室長は超過勤務は約60時間、深夜残業は6回、休日出勤は2日と、激務に追われる状態にあった。被申立人は、このような市職員の繁忙状況については認識しつつも、4月6日から16日にかけて計6日、4月13日以降は4日連続で市職員を呼び出し、事情聴取及び面談を実施した。事情聴取及び面談にかかった時間は合計6時間を超え、そのなかでも4月16日の事情聴取は約4時間に及んだ。加えて、事情聴取や面談のための準備や事後の報告などにも相当程度の時間がかかった。

(イ) 調査事項の問題点と委員会の判断

平常時と異なり、災害時には市職員の行わなければならない事務が激増し、市の事務を円滑に遂行し、市民生活に支障が生じないようにするためには議員活動にも一定の配慮、節度ある行動が必要である。

守口市議会では平成30年5月「守口市議会災害対応マニュアル(以下、「災害対応マニュアル」という。)」を策定し、「特に災害初期においては、対策本部等が災害対策に専念できるよう、連絡については議会を通じて行うものとする」と定め、個々の議員活動が市の事務の阻害要因とならないよう配慮することを求めている。

本件が発生した時期は、市内で感染者の発生がみられ、守口市新型コロナウイルス対策本部会議から守口市新型インフルエンザ等対策本部会議に改組されて、感染拡大に対応して緊急に諸施策を講じ、確実に実行していかなければならない時期であり、かつ、年度替わりの人事異動直後の時期で市役所の各課は繁忙を極めていた。

こうした中、感染者発生後の市による対応状況を確認する必要が感じられたとしても、本件については、保健所次長も認めるとおり、市に判断権があり、適切に判断されていたというべきなのであるから、市職員に対し、連日の事情聴取や面談を行い、深夜にも及ぶ謝罪要求をするということは、ただでさえ多忙を極め、心身ともに疲弊していた市職員に更なる大きな負担をかけ新型コロナウイルスに対する行政事務を含め、市の行政事務の円滑な遂行を阻害したものと認められる。

被申立人は、災害対応マニュアルが適用されるということは、4月20日に申し合わせがされるまで知らなかったと述べるが、当該マニュアルの存在及び新型コロナウイルスで職員が繁忙を極めていることは十分認識しており、行動に一定の配慮をすることは議員として当然のことというべきであって、著しく自覚に欠けると言わざるをえない。

証人尋問において、当時、被申立人及び西田府議は濃厚接触者の定義を認識していなかったことが明らかになり、さらに、被申立人は、市の対応については厚生労働省が示す「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」に則っており、逸脱したものではないと述べている。

にもかかわらず、人事課の職員に負担をかけ続ければ、市職員の給与支給に支障が出るだけでなく、新型コロナウイルスに対応した迅速な人事配置が行われず、市民に対する特別定額給付金の支給等に遅れが出る等市民生活にも影響が及んだ可能性があることを考えれば、その責任は軽くないというべきである。なお、被申立人は、事情聴取が連日に及んだ原因として、市職員が保健所次長から人事課職員全員の自宅待機について要請を受けていたことを認めず、嘘に嘘を重ねた結果であるとの意見を述べているが、これについては、前記1(2)、(4)及び後記2(5)でも述べるとおり、もともと、「要請」といえるような発言があったとは認定できず、被申立人が言う記録なるものも存在せず、十分な根拠もなく、市職員を責め立てた行動を正当化できるようなものではない。

イ 心理的圧迫を与える聴取態様であったとされること

(ア) 明らかになった事実関係

4月15日の事情聴取において、嶋田市議は、保健所による人事課職員全員の自宅待機要請の有無についての市職員の説明に納得せず、「これね。大阪府の〇〇は、記録見て答えてくれた内容や。」「これね、例えば大阪府が言ってもいないような内容を言ったという記録を作っていたら改ざんですわね。これね、大阪府の吉村さん記者会見する話や。それくらい大きい話や。府が言うてることが事実やったら市はどんな対応すんねん。」などと述べて市職員を責め立てた。もっとも、保健所が、人

事課職員全員の自宅待機を要請した記録は存在しなかった。この日の事情聴取後、古川危機管理室長は、西岡人事課長に「こんな大切な時に、あんな無茶苦茶言われて、もうやってられんわ。」「この件は責任持ってやるから、迷惑かけるけど辞めるわ」と述べた。

また、4月16日の保健所における面談において、西田府議は「Twitter なんかは、もう1万件ぐらい超えてる」「もし次長の方が全く今まで言ってなかったというふうになれば、今日の夕方、おそらく吉村は記者会見で府の職員がこんなことしましたということを謝罪会見しないといけない。」などと事態の重大性を殊更に強調し、その後、市職員が事実経過について説明しようとする、「そんな言い訳はいらないんですよ。この今の説明が本当かどうか、(保健所)次長が全部嘘ついて勝手に加工してるかどうかだけ言ってください。」などと述べて市職員の説明を聞こうとしなかった。また、西田府議は市職員に対し、「そういう態度すらがね、反省の色が全くないなと。」「課長が喋れば喋るほどね、反感持つんですよ。まわりは。」などと述べて市職員を一方的に非難し、時折、机も叩いており、同席した保健所次長が「議員さんにあれだけの口調で言われますと、それは精神的なストレスは重かったと思います」と証言するほどであった。被申立人も、このような西田府議の言動に同調し、市職員に対し、強い口調で質問や非難の言葉を差し挟んだりしていた。

(イ) 調査事項の問題点と委員会の判断

被申立人や西田府議による市職員に対する言動は、Twitter 上で1万件の問合せが来ているとか、吉村知事が記者会見するほどの話であるなどと根拠の薄い話を述べて、殊更に問題の重大性を強調する行為であると考えられ、対象となった市職員に相当の心理的圧迫を与えたと考えられるものである。また、被申立人や西田府議は、実際には、記録がなかったにもかかわらず、記録が存在することを前提として、市職員の供述が本当であれば保健所が文書改ざんをしたことになるなどと述べて、市職員を追い込み、説明しようとする市職員の言葉を遮って信用しようとせず、市職員が嘘をついている、あるいは、隠蔽していると決めつけて非難しており、このように市職員を信用せず、一方的に非難する態様は調査の域をこえており、正当なものとはいえない。したがって、被申立人による事情聴取における言動は、市職員に対して心理的圧迫を与え、正当なものとはいえない方法で行われたものであり、その程度は、市職員が退職を口に出すほどのものであったのであるから、議員としての立場を利用したハラスメントに該当する。

ウ 虚偽の情報発信をしたとされること

(ア) 明らかになった事実関係

土江市議は、4月14日のTwitter 上で「この担当課長と危機管理室長曰く『大阪府保健所の担当職員がウソをついている』ということでした。」との投稿を発信した。しかし、4月14日の事情聴取において、西岡人事課長も、古川危機管理室長も、

大阪府保健所の担当職員がウソをついているとは述べておらず、土江市議の投稿は事実に反する。西田府議は、当時、本件に関して、Twitter 上で1万人以上の問い合わせが来ていたことの証拠として、とある市民の Twitter の投稿画面を追加資料として提出しているが、これには、「維新守口市議団が証言得ました！！大阪府保健所が職員感染出たので全員自宅待機要請したのに妊婦感染者を土日も出勤させました府の要請なんてないと、府は嘘つきだと」と記載されており、土江市議による投稿又は被申立人による市民への説明を受けて、府が嘘をついたと市職員が述べたものと市民が誤信し、それによって、府や保健所への批判や問合せを招いたことが認められる。

また、土江市議は、4月17日、Twitter 上で「市職員兩名は府職員がウソをついたかのような証言をしたことを詫び（た）」との投稿を発信しているが、西岡人事課長や古川危機管理室長においては、被申立人に迷惑をかけたことについての謝罪はあったものの、府職員がウソをついたかのような証言をしたことについては謝罪しておらず、この投稿の内容も不正確なものであった。

(イ) 調査事項の問題点と委員会の判断

Twitter への投稿は、表現の自由に基つき、各人の自由に委ねられるべきものであるものの、市議会議員が市政の内部事情について誤った情報を発信すれば、市民の混乱や誤解を招くおそれがあるから、市議会議員は、そのような事態が生じないよう発信する情報の正確性には注意を払うべき義務を負っているものと考えられる。土江市議は、4月14日の投稿において、市職員が実際には述べていないにもかかわらず、「大阪府保健所の担当職員がウソをついている」という発言があったかのように表現し、また、4月17日の投稿においては、市職員や副市長による謝罪の趣旨を恣意的に変えた投稿をしている。そして、虚偽の情報発信によって実際に市民による誤解や批判を招いたことも認められるから、土江市議の投稿及び被申立人による市民に対する情報発信は、悪意の虚偽情報の発信と言え、市民に正確な市政に関する情報を発信する責務を有する市議会議員としての立場に背反するものである。

(2) 執拗に感染者特定をしようとしたとされること

ア 明らかになった事実関係

4月13日と14日の市職員への事情聴取において、被申立人が市職員に対して、2人目の感染者が妊婦であることを前提とした質問をしたことは認められる。もっとも、録音を確認した限りで当該職員の名前を尋ねたり、感染者が妊婦であることを繰り返し確認したりした事実までは認められなかった。

イ 調査事項の問題点と委員会の判断

個人情報の保護に関する責務を負い、感染者の情報を開示すべきでない市職員としては、感染者が妊婦であることを前提とした被申立人の質問に対して答えづらさを感じていたことは認められ、個人名が公然と発せられていたわけではないが、被申立人は、市議会議員として個人情報を保護する責務を負っていたものであり、特

に新型コロナウイルスの感染情報については慎重に扱うべきものであるから、被申立人が感染状況及び市による対策状況を把握するためにこのような質問をしたものと考えられ質問の目的は正当であるとしても、個人情報保護の点に関する配慮が欠けていたことは否定できない。

(3) 権限を逸脱した自宅待機命令をしたとされること

ア 明らかになった事実関係

4月16日の面談において、西田府議は市職員3名の名前を挙げて「すぐにやるべきですよ」と21日までの自宅待機を求め、被申立人もこれに同調している。自宅待機を求める理由として、西田府議は、「府の指導のもと、当該市職員を14日間21日まで自宅待機することに決定されましたって言ったら收拾つくと思うんです。で、そういう項目も書けると思うんです。」と述べていた。

このような西田府議及び被申立人の要求を受けて、市はその翌日の4月17日から3名の自宅待機を決定している。

イ 調査事項の問題点と委員会の判断

市議会議員や府議会議員が、危機管理の観点から市職員の自宅待機について助言をしたとしても、市としては、そのような助言も考慮しつつ、感染拡大の防止及び行政の継続性を考慮し、自主的な判断によって市職員の出勤又は自宅待機を決定すればよいのであるから、かかる助言を行うこと自体は許容される場合があるものといえる。もっとも、単なる助言を越えて、自宅待機を強制した、あるいは、職員の出勤又は自宅待機についての市の判断に過度に介入したと受け取られる場合は、市議会議員に与えられた権限を超える行為であり、行政事務への支障をきたすおそれもあることから行政に対する過度の介入となる場合がある。

この点、連日に及ぶ事情聴取後に、西田府議及び被申立人から、対象者の名前や期間を指定して自宅待機を要求された市職員や副市長の心情としては、被申立人や西田府議による要求を受け入れなければ、事態の收拾が付かないと考えていたものと考えるのが自然である。最終的には、市が判断した結果であるから、西田府議や被申立人が自宅待機を命令したとか、強制したとまではいえないものの、両名が本来市が判断すべき市職員の出勤について、過度に介入したものと言え、議員としての権限を超えている。また、西田府議の言動からすれば、自宅待機を要求した背景には、土江市議による前述のTwitterや被申立人による不正確な情報発信によって、保健所が嘘を述べていると市民が誤解したことによる府又は保健所への批判を鎮静化する目的もあったと考えられるところ、不正確な情報発信により自ら招いた事態を収めるために人事課職員の自宅待機を求めることは身勝手極まりない不合理なものといえる。

(4) 再三にわたる謝罪要求を行ったとされること

ア 明らかになった事実関係

4月16日において、西田府議及び被申立人は、市職員及び副市長に対し、保健所次長及び被申立人に対してウソをついたこと及び迷惑をかけたことについて再三にわたり謝罪するように求めた。副市長については、既に帰宅していたところ、謝罪させるために午後10時に呼び出して謝罪を求めている。また、西田府議は謝罪を求める理由として、「今保健所の皆さんは大変ななかでね、一生懸命してるにもかかわらず、結局府の職員さん悪者になっているんでね。これは僕絶対許せないんで。しっかり謝罪させてください。本来ね、危機管理監いまおったらね、すぐに謝れって僕言いますよ。それぐらいおっきいですよ。どんだけ、今、ネット上でも広がっているか、個人的にメール、電話でもクレームの電話も来るか。」と述べていた。これを受けて、市職員は保健所次長や被申立人に対し、迷惑をかけたことについて謝罪し、副市長は被申立人に対し、「申し訳なく思います」と述べた。

イ 調査事項の問題点と委員会の判断

自己の意に反する謝罪を執拗に求める行為は、相手方に相当の精神的苦痛を与える行為であるところ、西田府議や被申立人は再三にわたり謝罪を要求しており、市職員や副市長はこれを受けて謝罪しなければ事態の收拾がつかないと考え謝罪したものと考えられることから西田府議及び被申立人が市職員及び副市長に対し、意に反する謝罪を執拗に求めたものと認められる。

この点、市職員が謝罪しなければならないような不正や不当な行為を行っていたのであれば、謝罪を求められてもやむを得ないものと思われるが、市職員が不正や不当な行為を行ったという事情は認められず、感染者判明後の保健所の指導内容について、市職員の説明と保健所次長の説明との間に多少食い違う点があったに過ぎず、それも後記2(5)のとおり、記憶違いあるいは捉え方の違いというものに過ぎないから市職員や副市長に謝罪すべき理由があったとは認められない。したがって、被申立人が執拗に市職員に謝罪を求めて結果的に謝罪させた行為は、市職員に相当の精神的苦痛を与えるものであり、また、当該行為について正当な理由も認められないからハラスメントに該当する。また、自宅待機の要求と同様に、西田府議の言動からすれば、謝罪要求をした背景には、土江市議による前述の Twitter や被申立人による不正確な情報発信によって、保健所が嘘を述べていると市民が誤解したことによる府又は保健所への批判を鎮静化する目的もあったと考えられるところ、不正確な情報発信により自ら招いた事態を収めるために謝罪を求めることは身勝手極まりない不合理なものといえる。

(5) 本件に係る大阪府守口保健所の指導内容等に関する事

ア 明らかになった事実関係

市職員は、4月15日の被申立人との面談において、本庁舎において2人目の感染者が判明した4月8日以降には、保健所から人事課職員全員の自宅待機が望ましいとの発言があったが、その前には無かったと述べている。これに対し、保健所次長は、4月4日と4月8日に広く周囲職員の自宅待機を要請したと述べており、市職

員の説明と一致しない。この点、実際に4月4日と8日にそのような要請があったのであれば、何らかの記録が残っていてもおかしくないが、そのような記録は存在せず、保健所が提出した経過記録にもそのような記載は見当たらない。また、疫学調査を実施していない4月4日に、保健所が人事課職員の自宅待機を求めることができたのか疑問がある。従って、保健所が、人事課職員の自宅待機について、何らかの発言をしたことは認められるが、それがいつどのような表現によって伝えられたのかについては、客観証拠に照らしても明らかではない。また、市職員と保健所の連携が不十分であったとか、保健所の指導を市が無視したというような事情は保健所次長の証言に照らしても認められず、両者間の不一致は、市職員による隠ぺいなどではなく、単なる記憶違い、あるいは保健所の発言についての捉え方の違いに過ぎないものとするのが自然である。

確かに、保健所の指導内容に関する西岡人事課長や古川危機管理室長の説明には、一貫しない部分がいくつか認められた。たとえば、西岡人事課長は4月13日の事情聴取においては、4月6日に保健所と面談をしたと述べていたが、それ以降、4月16日に保健所次長の説明を聞くまでは4月6日に面談したことを忘れて、4月7日に初めて会ったことを前提として回答していた。

また、西岡人事課長は4月14日の面談において保健所から人事課職員全員の自宅待機を要請されたことは4月7日以降もそれ以前にもなかったと述べているが、古川危機管理室長は、4月15日の事情聴取になって初めて、2人目の感染者の存在が判明した以降に、人事課職員全員の自宅待機が望ましいと保健所から言われたと認めている。

一方、被申立人や西田府議においても、記憶間違いや伝達ミス、確認漏れによる誤解が複数認められた。たとえば、被申立人や西田府議は、4月16日の面談の時点で、市職員が「保健所からは自宅待機が望ましいということは聞いていない。保健所とは会ってもいない。」と述べていると認識していたようであるが、西岡人事課長は4月13日の面談において、4月6日に保健所と面談したと述べているし、前述のとおり4月15日の時点で古川危機管理室長は、2人目の感染者の存在が判明した以降に人事課職員全員の自宅待機が望ましいと保健所から言われたと被申立人に述べたことがある。

また、被申立人や西田府議は、保健所が市職員に人事課全員の自宅待機を4月4日と4月8日に要請したことについては、記録があるものと認識し、市職員に対し、本当に保健所から要請がなかったのであれば、大阪府が嘘をついたことになるとか、文書改ざんになるなどといって、市職員を責め立てているが、前述のとおり、実際には、そのような記録は存在していなかった。

イ 調査事項の問題点と委員会の判断

被申立人は、事情聴取が連日に及んだのは、市職員が保健所次長から4月4日と4月8日に人事課職員全員の自宅待機について要請を受けていたことを認めず、嘘に嘘を重ねた結果であるとの意見を述べているが、前記のとおり、この要請そのもの

が、行政上の「要請」といえるものであったとは認定できず、要請とは受けとれなかったことを前提とする市職員の説明が嘘であったとか、隠蔽していたとは認められず、単なる記憶違い、捉え方の違いに過ぎないものと思われる。よって、これについて、市職員による隠蔽あるいは嘘であると感情的に騒ぎ立てて連日の事情聴取を行う理由はなかったと考える。確かに、市職員の説明には、一貫性を欠く点も認められ、それによって被申立人が困惑した点もあったと思われるが、一方、被申立人や西田府議においても、西岡人事課長や古川危機管理室長の発言を忘れ、「保健所からは自宅待機が望ましいということは聞いていない。保健所とは会ってもいない。」と市職員が述べているものと思ひ込み、また、保健所に記録が存在するものと誤解し市職員が保健所による要請の存在を隠していると決めつけるといふ落ち度があり、行政の円滑な遂行や市職員の心身への負担に配慮しつつ、双方より丁寧な意思疎通や事実確認がなされるべきであったと考える。

(6) 総括

以上のとおり、被申立人による市職員に対する連日の事情聴取や市職員に対する言動は、市議会議員としての正当な行動であったとは到底言えない。

被申立人は繁忙状況により心身ともに疲弊していた市職員に対して、連日事情聴取を行い、心理的な圧迫を加えて、退職を口に出さなければならないほど追い詰め、意に反する謝罪を強いた。

かかる被申立人の行動が市職員に与えた精神的負担は相当なものであり、市議会議員による市職員に対するハラスメントに該当すると言わざるを得ない。また、被申立人は、Twitter 上で不正確な情報を発信することによって、それを見た市民に、保健所が嘘をついていると誤解させ、それによって府や保健所に対する批判を招いたばかりか、市職員や副市長の謝罪や人事課職員の自宅待機を求めた背景には、このような自ら招いた批判を鎮静化させるという目的もあったものと考えられる。かかる目的によって、市職員や副市長に謝罪させ、人事課職員の自宅待機を直接求めることによって、行政の人事に過度に介入したことは、議員の権限を逸脱したものであり、身勝手極まりない不合理なものであり、到底許容できるものではない。

3 結語

以上の被申立人による行為について、被申立人は本委員会の調査において、自らの行為を顧みることなく、かえって市職員に対する批判を述べる等、行為を正当化する言動に終始している。

このような態度は、被申立人が自ら行ったハラスメント、虚偽情報の発信、及び災害時における議会のルール、さらには議員の権限を逸脱した人事への過度な介入等の問題点に対する基本的な理解を欠くものであって、議会の一員としての議員が職務を全うすることにより、行政との協働において市政の発展に貢献するという市議会議員に本来求められる適格性を著しく欠くものと言わざるを得ない。

よって、本委員会は、被申立人に対し議員の辞職を勧告することが相当であると判断した。

なお、この結論は、委員会の全会一致ではなく、杉本悦子委員においては、今回の一連の行為は、申立人及び被申立人が、記憶違いや思い込みのもとで行われたことにより拡大されたものである。早い段階で保健所からどのような要請、もしくは指示があったのかを検証しておれば連日にわたる事情聴取も、部長や副市長をも巻き込んだ大きな問題に発展しなかったものである。今後、双方が事実に基づいて真摯に対応し、意思の疎通を図ることが強く求められることから、辞職を勧告することが相当であるとの結論にはくみしないというものであるので、この点を付記する。

第8 証言拒否等

1 証人の出頭拒否、参考人の出席拒否の状況

なし

2 証人の証言拒否の状況

なし

3 虚偽の証言、自白の状況

なし

4 記録の提出拒否の状況

なし

5 宣誓拒否の状況

なし

第9 告発

1 告発の状況

なし

第 10 調査経費

1 調査経費に関する議会の議決の状況

令和2年度分 100万円（令和2年5月21日議決）

2 決算見込額

事業名	節	細節	内 訳	金額(円)
議会運営事業	需用費	消耗品費	CD-R	410
	委託料	委託料	音声データ反訳	400,400
議会・議員活動 事業	報償費	報償金	弁護士法的助言業務委託	583,000
	旅費	費用弁償	実費弁償	9,500
合 計				993,310

第 11 その他

1 証人に対する公示送達

なし

2 その他

なし